

明治薬科大学一般事業主行動計画

令和8年3月19日

学校法人 明治薬科大学

明治薬科大学では次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって全ての職員（教員・事務職員等）がその能力を十分に発揮できるよう次のように行動計画を策定し、取組みを進めます。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」に関する事項

【目標】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整えることに努める

【対策】

- ① 育児休業について、制度の周知や情報提供を行う。
- ② 育児休業の取得について、次の水準以上とする。
・男性職員：育児休業取得者を1名以上とする 女性職員：育児休業取得率80%以上とする
- ③ 育児休業から復職前の職員において、面談を希望する者へ面談を実施する。

(2) 「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」に関する事項

【目標】 時間外労働の削減に取り組む

【対策】

- ① 既存業務について見直しを行い、業務の簡素化、合理化の推進を図る。
- ② 毎月開催される管理職の定例会議において、超過勤務時間を報告し、超過勤務の管理について啓発に努める。
- ③ 学内における会議については、なるべく17時以降行わないよう努める。
- ④ 専任教員については在校時間の適正な把握及び管理を徹底し、事務職員については法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を月平均30時間未満とする。

【目標】 柔軟な働き方の実施

【対策】

- ① 教員においては専門業務型裁量労働制による柔軟な働き方を進める。
- ② 在宅勤務制度の環境整備を通じて、職員が仕事と家庭を両立しながら柔軟かつ効率的に働ける職場環境の実現を目指す。

【目標】 年次有給休暇の取得率の向上に努める

【対策】

- ① 年次有給休暇の時期指定制度を導入し計画的な年休の取得を実施、取得を促すため定期的な学内周知を行う。
- ② 8月中の会議の自粛を行う。